

秋田県告示第163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成29年3月28日

秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 堀 井 啓 一

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
一般国道	282号	鹿角郡小坂町小坂字大宮前1番2地先から33番8地先まで

2 供用開始の期日 平成29年3月28日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 秋田県鹿角地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成29年3月28日から4月10日まで（日曜日、土曜日を除く。）